時間外労働及び休日労働に関する協定書

株式会社○○と労働者代表○○○○は、労働基準法第36条第１項に基づき、労働基準法に定める法定労働時間ならびに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ法定労働時間または変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める法定休日における労働（以下「休日労働」という。）に関し、以下のとおり協定する。

第１条　会社は、就業規則第○条の規定に基づき、必要がある場合には､次により時間外労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する 労働者数 （満18歳 以上の者） | 延長することができる時間 | | | |
| 1日 | 1日を超える一定の期間 | | |
| （起算日） | | |
| ○週 | 1か月 | 1　年 |
| (○曜日) | (○日) | (○月○日) |
| 下記②に該当しない労働者 | ・○○のため  ・○○のため  ・○○のため | 自動車運転 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○業務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○業務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○のため | 経理事務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| １年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | ・○○のため  ・○○のため  ・○○のため | 自動車運転 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○業務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○業務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |
| ○○のため | 経理事務 | ○名 | ○  時間 | ○時間 | ○時間 | ○時間 |

２　自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告知」という。）に定める１か月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第２条　会社は、就業規則第○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数 （満18歳以上の者） | 労働させることができる休日 ならびに始業及び終業の時刻 |
|
|
| ・○○のため  ・○○のため  ・○○のため | 自動車運転 | ○名 | ・法定休日のうち､２週を通じ１回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行  　予定表で定められた始業及び終業の時刻とする |
| ○○業務 | ○名 | ・法定休日のうち、４週を通じ２回 ・始業時刻　　　午前○時 ・終業時刻　　　午後○時 |
| ○○業務 | ○名 |
| ○○のため | 経理事務 | ○名 |

２　自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって､改善基準告示に定める１か月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって､前項の休日労働の限度とする。

第３条　前二条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても､自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第４条　第１条の表における○週､１か月及び１年の起算日は、いずれも平成○年○月○日とする。

第５条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

労働者代表　○○　○○　　印